

令和 8 年第 2 回奥州市議会定例会追加付議事件

(令和 8 年 6 月 25 日)

- 議案第10号 奥州市印鑑条例の一部改正について
- 議案第11号 本庁舎非常用発電機更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第14号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 令和 8 年度奥州市一般会計補正予算（第 4 号）
- 報告第 5 号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

議案第10号

奥州市印鑑条例の一部改正について

奥州市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月25日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により在留カード等と個人番号カードを一体化する手続が開始されることに伴い、当該手続により交付されたカードを自動交付機による印鑑登録証明書の交付に用いることを可能とするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市印鑑条例の一部を改正する条例

奥州市印鑑条例（平成18年奥州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「個人番号カードであって」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

本庁舎非常用発電機更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めること
について

本庁舎非常用発電機更新工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名
本庁舎非常用発電機更新工事
- 2 工事場所
奥州市水沢大手町一丁目地内
- 3 契約金額
327,800,000円
- 4 請負者
住所 岩手県奥州市水沢姉体町字大内田前53番地1
氏名 協栄電工（株）・（有）エンドー電設特定市営建設工事共同企業体
構成員（代表者）
協栄電工株式会社
代表取締役 千田 新一
構成員
有限会社エンドー電設
代表取締役 遠藤 和幸

令和8年6月25日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

本庁舎非常用発電機更新工事の請負契約を締結しようとするものである。

議案第12号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

奥州市除雪車両更新計画に基づき除雪グレーダを更新し、冬期間の安全な交通を確保するため。

2 取得する財産

(1) 種別 除雪グレーダ

(2) 数量 1台

(3) 取得価格 40,128,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢佐倉河字薬師堂97番地

氏名 コマツ岩手株式会社 県南支店水沢工場

支店長 石亀 祐輔

令和8年6月25日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

除雪グレーダを取得しようとするものである。

議案第13号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

耐用年数を経過し保守サポート期間及び修理対応が終了した光ネット設備機器を更新し、安定したサービスを提供するため。

2 取得する財産

- (1) 種別 奥州市光ネット設備機器
- (2) 数量 一式
- (3) 取得価格 26,400,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢7番地の2
氏名 マルモ通信商事株式会社
代表取締役 菊地 弘樹

令和8年6月25日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

奥州市江刺地域で光ネットサービスを提供するための光ネット設備機器を取得しようとするものである。

議案第14号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

令和3年度に取得した児童生徒用端末を更新し、引き続きGIGAスクール構想の推進を図るため。

2 取得する財産

- (1) 種別 奥州市立小中学校GIGAスクール児童生徒用端末
- (2) 数量 7,580台
- (3) 取得価格 506,732,600円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県盛岡市本宮三丁目36番45号

氏名 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部
岩手支社 岩手営業部
部長 立花 光

令和8年6月25日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

奥州市立小中学校GIGAスクール児童生徒用端末を取得しようとするものである。

議案第15号

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第4号）

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和8年6月25日提出

奥州市長 郷右近 浩

報告第 5 号

自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 25 日提出

奥州市長 郷右近 浩

専決第6号

専 決 処 分 書

奥州市水沢字斉の神地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

13,602円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を5対95とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額272,041円のうち13,602円を支払い、相手方は、奥州市に対し車両損害額159,335円のうち151,368円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和8年3月25日午前10時25分頃、奥州市子育て総合支援センターの職員が運転する公用車が、奥州市水沢字斉の神地内の県道衣川水沢線の右車線を北進中、左側の商業施設から相手方車両が同車線に進入したことにより、相手方車両の前方右側部分と当該公用車の後方左側部分が接触し、双方の車両を損傷させたことによる。

令和8年6月3日

奥州市長 郷右近 浩